

那珂川市かわせみバスへの広告掲出手続き

1 広告掲出基準

次の広告は掲出できません。

- ① 法律、条例等に違反又はそのおそれがある広告
- ② 政治、宗教及び選挙に関する広告（選挙管理委員会の啓発ポスターを除く）
- ③ 人権を侵害するおそれがある広告
- ④ 第三者の氏名、写真、商標、著作権などを無断で使用している広告
- ⑤ 青少年の保護、健全な育成に悪影響を及ぼすと考えられる広告
- ⑥ 公序良俗に反するおそれがある広告
- ⑦ 那珂川市広告掲載基準（平成18年基準第1号）第2条各号に掲げる業種又は業者の広告
- ⑧ その他、広告掲出が不適当な広告

2 広告掲出場所及び寸法等

- (1) 広告掲出場所は、かわせみバス車両内の側面窓上部とし、1件の掲出につきバス車両全7台に同一広告を各1カ所の合計7枚を掲出します。なお、車両内の掲出場所については、バス運行事業者が決定し、申請者は指定できません。
- (2) 1カ所あたりの広告の寸法は、B3横版（たて364mm×よこ515mm）以下とします。
※ 縦364mmのうち、上下各10mmは止め金により広告物が隠れます。

3 広告掲出期間

原則として各月の1日から末日までの1ヶ月単位とし、1回の申請につき最長12ヶ月とします。

4 広告料

1件の掲出（バス車両7台に同一広告を各1カ所掲出する場合。以下同様。）につき、1ヶ月：7千円（消費税込み）とします。

5 広告掲出申請

広告掲出申請者は、掲出希望月の前月（以下「前月」という。）の20日（10時～17時・土、日、祝日可）までに那珂川市かわせみバス広告掲出申請書（様式第1号）及び1件の掲出につき掲出物10枚（バス車両7台＋予備車1台分及び破損等のための予備2枚）をバス運行事業者へ提出してください。

なお、広告掲出の申請にあたっては、原則那珂川市都市計画課への事前確認が必要になります。

6 広告掲出決定

バス運行事業者は、広告掲出申請を受けた場合は、広告掲出の適否を判断し、広告掲出を決定した申請者に対しては、那珂川市かわせみバス広告掲載決定通知書（様式第2号または様式第3号）を交付し、広告を掲出できないこととなった申請者に対しては、その旨を通知するとともに提出物の返還を行います。なお、広告料は前月の28日（28日が土曜日又は休日の場合は、その直前の平日。）までに納付してください。

7 広告掲出期間終了後の掲出物

原則として返還しないものとし、バス運行事業者が処分します。

8 申し込み先および問い合わせ先

【バス運行事業者】

西鉄バス二日市株式会社 月の浦支社

〒816-0971 大野城市大字牛頸2473-12

TEL092-595-6475

参考

那珂川市広告掲載基準（平成18年基準第1号） ※一部のみ

第2条 次に掲げる業種又は業者の広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条において規定される営業に該当するもの
- (2) 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第2条において規定される貸金業に該当するもの
- (3) たばこに関するもの
- (4) ギャンブルに関するもの（宝くじに係るものを除く。）
- (5) 法律に定めのない医療類似行為に関するもの
- (6) 市の指名停止措置を受けている者
- (7) 市税を滞納している者
- (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。））
- (9) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。））が役員となっている者
- (10) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者